クリーンセンター等へのごみ搬入手数料のあり方について (中間まとめ)

平成16年11月

京都市廃棄物減量等推進審議会

《目次》

はじ	じめに	• • • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	1ページ	
1	前回(平成13年度) 改定の	概要と	総括		• • •	• • •	• • •	2ページ	
2	新たな課題	•					• •		2ページ	
3	今後の持込ごみ搬入	手数料改造	定のあり	り方			• •		3ページ	
ľ	【現行の枠組みと17	年度改定(の主要を	な方向′	性との	対照表]		4ページ	
[京都市廃棄物減量等推進	審議会委員・	ごみ処理	里手数料等	等検討部	会委員名	3簿】		・5ページ	ŗ
ľ	【審議経過】								6ページ	

別添資料

「大量生産・大量消費・大量廃棄」という20世紀型の社会経済システムは,私たちに豊かな生活をもたらした反面,それまでの物質循環の輪を断ち切り,地球規模での環境への負荷を顕在化させるに至っている。

このような中,平成12年には,循環型社会形成推進基本法をはじめ各種リサイクル法が制定され,排出者責任や拡大生産者責任等の新たな考え方が登場するなど,循環型社会形成に向けた流れが加速しており環境負荷が少なく持続可能な環境調和型の新しいシステムの構築が求められている。

こうした流れを受け、京都市では、昨年12月、「京都市循環型社会推進基本計画~京のごみ戦略21~」を策定するなど、「明るい循環型都市・京都の実現」に向けた取組がスタートしているが、計画では、当面検討すべき重要課題のひとつとして、事業系ごみに関する制度の見直しを掲げているところである。

事業系ごみは,クリーンセンター等におけるごみ受入総量の過半を占めており,その減量が喫緊の課題であるとともに,製造事業者においては拡大生産者責任として,また排出事業者においては排出者責任の立場から,自らごみの減量を進め,それでもなお排出されるものについては適正な循環的利用と適正処分を行うことが強く求められている。

このような状況の中 事業系ごみの減量誘導を図るための適正な手数料負担や制度のあり方を検討するため,本年5月25日,「クリーンセンター等へのごみ搬入手数料のあり方」について市長から本審議会に諮問が行われ,それを受けて設置された「ごみ処理手数料等検討部会」において精力的な議論を積み重ねてきた。

この「中間まとめ」は,これまで審議会本会2回,部会4回の計6回にわたる審議を踏まえ,事業系ごみのうちクリーンセンター等に直接搬入される「持込ごみ」に関し,当面行うべき手数料改定に向けた考え方をとりまとめたものである。

京都市廃棄物減量等推進審議会会長

高 月 紘

1 前回(平成13年度)改定の概要と総括

京都市が平成13年度に行った手数料改定では、近年のクリーンセンターにおけるダイオキシン対策等の高度な公害防止対策や埋立処分地の整備など、ごみ処理に多大な経費を要している実態を手数料額に反映するため、それまで直接費(現場の維持管理経費など、ごみ処理に直接関わる経費)分のみとしていた手数料額算定基礎原価に、間接費(減価償却費など、ごみ処理に間接的に関わる経費)の2分の1程度を加える新しい原価主義の考え方を導入し、併せて、減量化と再資源化に向けた経済的インセンティブを働かせるため、搬入量に応じた累進的な手数料体系を設定した。

また、搬入ルールの強化・徹底を目的として多量搬入事業者の事前登録制度が創設され、 更に「併せ産廃」(京都市が中小企業対策として一般廃棄物と併せて処理している産業廃棄物)の受入量に1ヶ月100トンまでの制限が設けられた。

こうした手数料改定等の結果,その後1年間の搬入量は,それ以前の1年間と比較すると,クリーンセンターでは32,500トン(20.4%)減,埋立処分地では11,600トン(28.8%)減と,いずれも相当量減少している。このため,前回改定による取組は相当の減量効果を挙げたものと総括する。

2 新たな課題

一方で,前回改定から3年余りが経過する中で,次のような新たな課題が生じている。

(1)原価主義の考え方について

原価主義の考え方は,3つの手数料区分のうち第3区分(最も金額の高い区分)に適用しているが,その下の2つの区分については金額を低く設定しているため,全体で見た場合,原価相応の手数料を徴収できていない。この方式による原価徴収率は,クリーンセンターで44%,埋立処分地で34%にとどまっており,排出者責任の原則が適正に反映されているとは言い難い状況にある。

また,ごみ処理原価自体が上昇してきているため,原価と手数料額との間に乖離が 生じている。

(2)累進制について

1回当たり搬入量の小口化が進んだため,第3区分の適用が減少しており,累進制導入当初ほどにはごみ減量への経済的インセンティブが働かなくなってきている。

(3) 多量搬入者登録制度について

この制度は ,1 ヶ月 1 0 トン以上の持込が 1 年に 3 回以上あった搬入者を対象としているが ,対象者数が減少しており ,制度の効果が薄れつつある。

(4)産業廃棄物の受入制限について

1ヶ月100トン以上の「併せ産廃」の受入制限を超える搬入者が減少しており、制度の効果が薄れつつある。

(5)周辺都市の手数料との整合性について

京都市に比べて周辺都市の手数料額が高いことから 特に交通網が整備されている南部地域から不適正にごみが流入している懸念がある。

(6)民間リサイクル施設の処理料金との整合について

京都市と民間リサイクル施設とで処理料金を比較した場合 民間施設の方が高額であり ,リサイクル可能なごみが依然としてクリーンセンターや埋立処分地に搬入されている例が見られる。

(7)一般廃棄物と産業廃棄物の区別化について

一般廃棄物と産業廃棄物とでは,手数料決定の根拠法令が異なっていることから,両者の区別化を図ったうえで,廃棄物処理法で処理原価分徴収が明確に規定されている産業廃棄物については,本来はより高い料金設定を行うべきであるが,現状では両者とも同体系の料金設定となっている。

3 今後の持込ごみ搬入手数料のあり方

(1)基本的な考え方

将来にわたっての持込ごみに関する搬入手数料の基本的な考え方としては,ごみ減量・リサイクルが促進され,ごみ処理にかける経費の抑制につながるとともに,環境への負荷の低減にも資するような手数料体系を構築することを目標とすべきである。そのためには,次の5つの視点から検討を行っていくべきであると考える。

ごみ減量に向けて更に経済的インセンティブを働かせるための仕組みをつくる。 民間リサイクル施設の受け皿整備状況に留意しながらリサイクル誘導を図る。 他都市からのごみの流入など不適正な搬入を防止する。

内陸都市である京都市の特性を踏まえ、貴重な埋立処分地の可能な限りの延命化を目指す。

産業廃棄物については ,排出者責任の徹底の観点から ,より厳しい持込制限をする。

(2) 具体的な提言

以上の基本的な考え方を踏まえ,当面の手数料改定は平成17年度に実施し,その内容について次のことを提言したい。

原価主義の考え方について

排出者責任に基づく原価主義の考え方に基づくなら、前回の手数料改定時の手数料額算定基礎原価の算出方法((直接費)+(間接費の2分の1))については、本来、それを更に原価に近づけるべきであると考える。しかし今般、原価の上昇幅が大きいことから、激変緩和のために算出方法については現行の手法を維持することとし、そのうえで前回改定時からの原価上昇分を手数料額に反映されたい。累進制について

ごみ減量への経済的インセンティブを適切に働かせるため ,各区分重量の引き 下げを検討されたい。

多量搬入者登録制度について

排出者責任の意識付けや不適正搬入の防止を徹底するため 現状の管理体制を 継続しつつ ,特に産業廃棄物については ,その管理体制の強化などを検討された い。

産業廃棄物の受入制限について

産業廃棄物対策強化の方向性を踏まえ、現状の1ヶ月100トンの上限を例えば50トンに引き下げるなどの措置を講じられたい。

周辺都市の手数料との整合について

手数料の改定に当たっては,周辺都市からのごみ流入防止の観点から,他都市の手数料額との整合も十分考慮されたい。

民間リサイクル施設の処理料金との整合について

クリーンセンター等から民間施設へのリサイクル誘導を一層促進するための

手数料設定を検討されたい。

一般廃棄物と産業廃棄物の区別化について

一般廃棄物と産業廃棄物の手数料は本来別の体系を設定すべきであるが、現状は両者の判別が実務的に困難であるため、当面は同一の体系とすることもやむを得ない。しかし、今後、長期的な視点に立ち、そうした判別ができる枠組を管理体制も含めて検討することとされたい。

しかし,産業廃棄物搬入者がほとんどを占める埋立処分地については,小口の 一般廃棄物搬入者に配慮しながら全体的に手数料額を高く設定されたい。

なお,具体的に手数料の枠組みを決定するに当たっては,今後実施するその他の取組の効果も勘案しながら,「京のごみ戦略21」に掲げられた持込ごみの減量目標が達成できるよう十分留意すべきことを付言する。

【現行の枠組みと17年度改定の主要な方向性との対照表】

	現行の枠組み	17年度改定の主要な方向性			
原価主義の考え方	(直接費) + (間接費の 2分の1)を手数料額算 定の基礎とする	前回改定時からの原価上昇が大きいことから,激変緩和を図るため,計算式の変更は行わず,上昇分のみを上乗せする			
累進制	クリーンセンター: ・500kg以下 ・500kg~2t以下 ・2t超 の3区分 埋立処分地: ・1t~3t以下 ・3t超 の3区分	1回当たり持込量の小口化が進み,上位区分への適用量が減少していることから,各区分重量の引き下げを図る			
多量搬入者登録制度	1ヶ月10t以上の持込 が1年に3回以上あった 搬入者を対象に登録する	現状の管理体制の強化に加え,産 廃についての管理体制の強化を 検討する			
産業廃棄物(併せ産廃*) の受入制限	受入上限を1ヶ月100 t以下とする	産業廃棄物対策強化のため ,上限 を1ヶ月50tに引き下げる			
周辺他都市の手数料との整合	他都市の方が手数料額が 高く,必ずしも整合が取 れていない	他都市からのごみ流入防止の観点から ,そうした整合も考慮して 検討する			
民間リサイクル施設の処 理料金との整合	民間リサイクル施設の方 が料金が高く,必ずしも 整合が取れていない	リサイクル誘導の観点から ,そう した整合性も考慮して検討する			
一般廃棄物と産業廃棄物 の区別化	一般廃棄物と産業廃棄物 の処理手数料が同一体系 となっている	現状では両者の判別が困難であるため,当面は同一体系を維持することもやむを得ないが,今後,長期的な視点に立ち,判別ができる枠組みを検討する			

*京都市における併せ産廃:第1類…紙くず,木くず,繊維くず

第2類…ガラスくず,コンクリートくず,陶磁器くず,

第1類に掲げる産業廃棄物を焼却したもの

第3類...がれき類

【京都市廃棄物減量等推進審議会委員・ごみ処理手数料等検討部会委員名簿】 審議会委員(敬称略,五十音順)

氏:	名	役 職 名
^{あさい} 浅井	としひこ 利彦	京都工業会 専務理事
nnus 飯島	まさひろ 正裕	日本チェーンストア協会関西支部参与
ntel 今西	つね こ 恒子	聖護院学区ごみ減量推進会議の会長
*********** 大橋	^{こうじ} 弘司	京都百貨店協会 事務局長(㈱大丸京都店 業務推進部総務担当次長)
*************************************	っとむ 勤	京都市職員労働組合連合会 執行委員長
ぐんじま 郡嶌	たかし 孝	同志社大学経済学部 教授
小堀	^{おさむ} 脩	京都商工会議所 専務理事
^{さえき} 佐伯	ひさ こ 久子	京都市地域女性連合会 常任委員
c c e 佐々木	かょ 佳代	同志社女子大学生活科学部 教授
しの だ 篠田	^{すすむ} 進	京都市小売商総連合会 専務理事
しんかわ 新川	こういち 耕市	京都環境事業協同組合 専務理事(16.10.6~)
たかつき 高月	ひろし 紘	京都大学環境保全センター長
*************************************	^{おさむ} 修	京都市環境局長
なかじま 中島	^{かず こ} 和子	京都市生活学校連絡会 会長
原	つよし 強	コンシューマーズ京都(京都消団連) 理事長
堀	たかひろ 孝弘	環境市民 事務局長
******* 槇村	^{ひき こ} 久子	京都女子大学現代社会学部 教授
まつもと 松本	_{あきみつ} 明光	京都商店連盟 総務委員長
やまうち 山内	ひろし 寛	京都市保健協議会連合会 副会長
山根	たくや拓也	京都環境事業協同組合 副理事長(~16.10.6)

:会長 :会長職務代理者

部会委員(敬称略)

氏	名	役 職 名
たかつき 高月	ひろし 紘	京都大学環境保全センター長
ld 5 原	つよし 強	コンシューマーズ京都(京都消団連) 理事長
ぐんじま 郡嶌	*************************************	同志社大学経済学部 教授
*********** 大橋	_{こうじ} 弘司	京都百貨店協会事務局長(㈱大丸京都店業務推進部総務担当次長)
しの だ 篠田	^{すすむ} 進	京都市小売商総連合会 専務理事
_み ゎ 三 輪	ひろ し 泰司	京都商工会議所都市美化・環境対策特別委員会 副委員長
しんかわ 新川	_{こういち} 耕市	京都環境事業協同組合 専務理事
たか の 高野	えいと 永斗	京都環境事業協同組合 会計理事(16.10.6~)
山根	たくや拓也	京都環境事業協同組合 副理事長(~16.10.6)
_{ほそ き} 細木	_{きょうこ} 京 子	日本環境保護国際交流会

: 部会長 : 副会長

【審議経過】

平成16年5月25日	第33回審議会
	「今後のごみ減量施策のあり方」に関する検討事項のひとつとし
	て,クリーンセンター等へのごみ搬入手数料のあり方について市
	長から諮問。

「ごみ処理手数料等検討部会」を設置

平成16年6月29日	第1回部会 諮問内容					
	本市のごみ処理の現状と課題					
	当面の議論の進め方と今後のスケジュール					
平成16年7月30日	第2回部会					
	議論のテーマを持込ごみに絞ったうえで,次のことを議論。					
	13年度持込ごみ手数料改定の評価					
	他都市の料金体系の状況とその仕組み					
	民間における事業系ごみの受け皿整備の状況					
平成16年8月24日	第3回部会					
	ごみ処理原価について					
	17年度持込手数料改定の基本的方向性					
平成16年10月6日	第4回部会					
	クリーンセンター等へのごみ搬入手数料のあり方(中間まとめ)					
	今後のごみ搬入手数料の長期的あり方					
	今後のスケジュール					

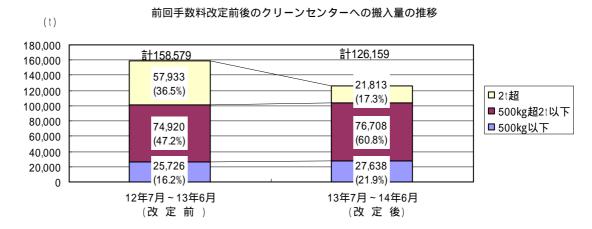
平成16年10月21日 第34回審議会 これまでの審議の中間とりまとめ

【別添資料】

I	13年度手数科以正によるこみ減重効果の分析	•••••
2	ごみ処理原価の推移	・・・・・・・3ページ
3	手数料区分別搬入量の推移	・・・・・・・4ページ
4	多量搬入者登録制度について	・・・・・・・5ページ
5	産業廃棄物の持込搬入量の上限設定(月 100t 超)について	・・・・・・・・6ページ
6	他都市の持込ごみ搬入手数料体系の状況とその仕組み	・・・・・・・8ページ
7	手数料改定の基本的考え方	・・・・・・・9ページ
8	17年度手数料改定枠組の減量効果の試算	・・・・・・10ページ
9	前回改定等による持込ごみの減量効果と「京のごみ戦略21」の派	或量目標について・・13ペ <i>ー</i> シ
1 () 民間における事業系ごみの受皿整備の状況	・・・・・・・14ページ

1 13年度手数料改定によるごみ減量効果の分析

(1) クリーンセンター



搬入量変化の主な要因

第三区分の搬入量の減少

多量搬入者登録制度により全体的にインセンティブが働いたと想定できるが,量的な効果までは推定できない。

- ・産廃搬入量を 100 t / 月以下に制限
- ・産廃施設,民間一廃リサイクル施設へ搬入する経済的インセンティブ大
- ・一回当たり搬入量の小口化(第一,第二区分に移行)

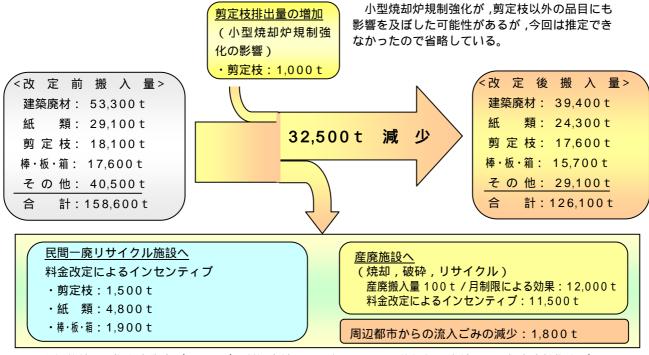
第一,第二区分の搬入量が微増

- ・産廃施設,民間一廃リサイクル施設へ搬入する経済的インセンティブ小(特に第一区分) (可燃物を対象とする産廃施設,民間一廃リサイクル施設料金:1万円/t~)
- ・一回当たり搬入量の小口化(第三区分から移行)

周辺都市からのごみの流入の減少

・周辺都市との料金の均衡

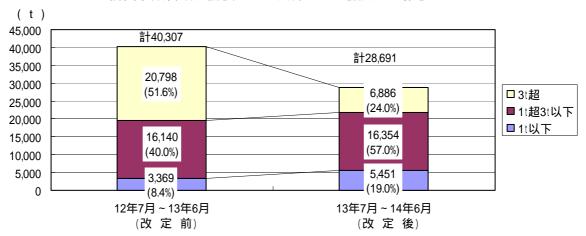
ごみ質調査結果からみたごみ量の変化



上記数値は,搬入申告書データ,ごみ質調査結果,一廃リサイクル施設処理実績,周辺都市直接搬入ごみ量の推移から推定している。

(2)埋立処分地

前回手数料改定前後の埋立処分地への搬入量の推移



搬入量変化の主な要因

第三区分の搬入量の減少

多量搬入者登録制度により全体的にインセンティブが働いたと想定できるが,量的な効果までは推定できない。

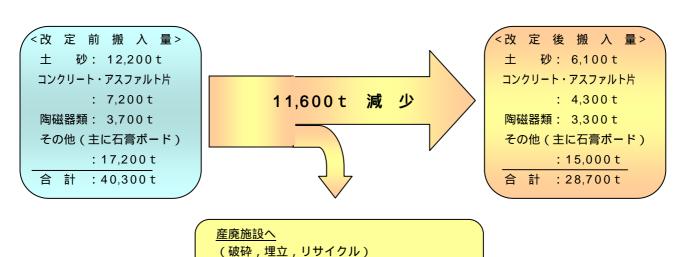
- ・産廃搬入量を 100 t / 月以下に制限
- ・産廃施設へ搬入する経済的インセンティブ大
- ・一回当たり搬入量の小口化(第一,第二区分に移行)

第一,第二区分の搬入量が微増

- ・一回当たり搬入量の小口化(第三区分から移行)
- ・産廃施設へ搬入する経済的インセンティブ小 ごみ質別の要因
- ・土砂、コンクリート・アスファルト片
 分別すれば比較的安価で受入可能な産廃施設がある

(土砂(残土):数千円~8千円,コンクリート・アスファルト片:4千円~7千円) 経済的インセンティブ大

ごみ質調査結果からみたごみ量の変化

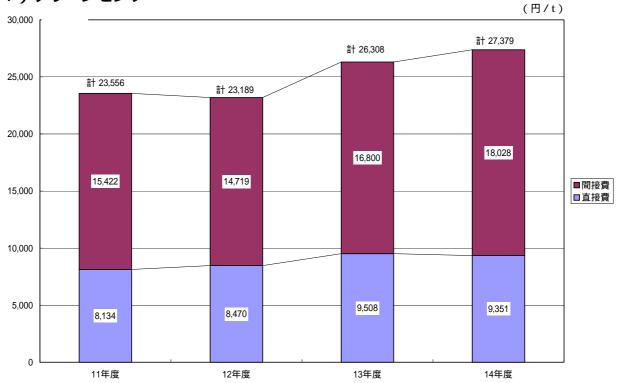


産廃搬入量 100 t / 月制限による効果: 4,500 t 料金改定によるインセンティブ: 7,100 t

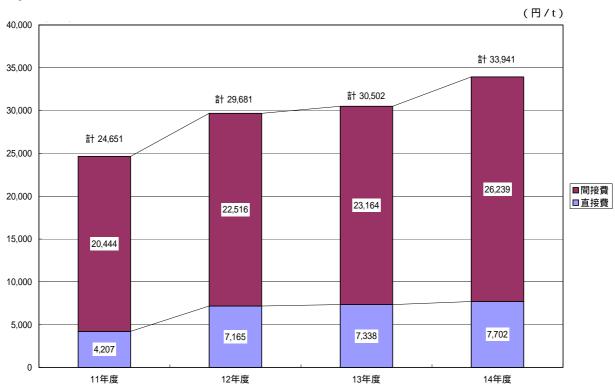
上記数値は、搬入申告書データ、ごみ質調査結果から推定している。

2 ごみ処理原価の推移

(1) クリーンセンター

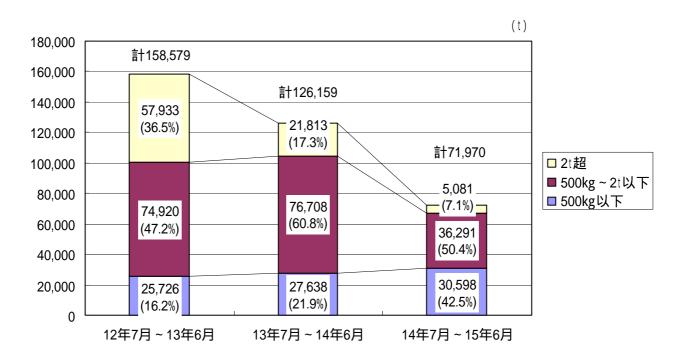


(2)埋立処分地

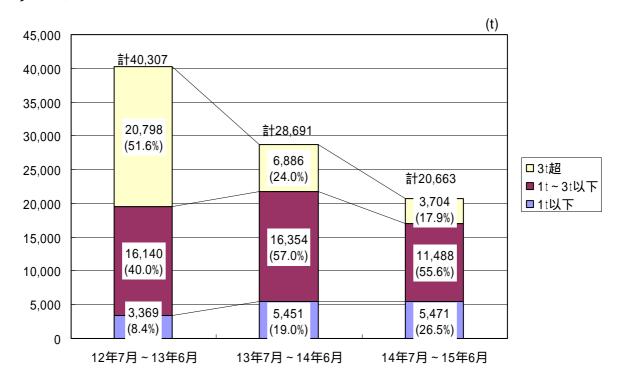


3 手数料区分別搬入量の推移

(1) クリーンセンター



(2)埋立処分地



4 多量搬入者登録制度について

(1) 多量搬入者(1年間に月10 t以上が3回以上の搬入者)登録制度について

制度導入時期 平成13年8月

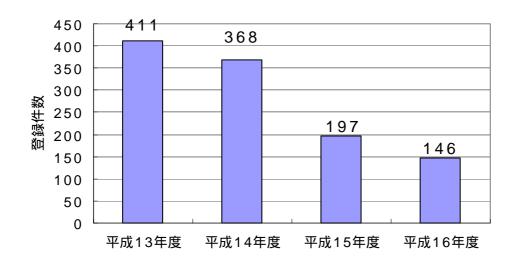
制度導入目的

- ・排出者責任の明確化
- ・不適正搬入の防止
- ・ごみの減量化

制度の概要

- <対象となる搬入者>
 - 1 年間にクリーンセンター及び埋立処分地に月 10t 以上搬入した月が3回以上あり,引き続き月10t 以上搬入する見込みがある者
- <登録時に提出が必要なもの>
 - ・登録申請書(搬入者の名称・連絡先,一廃・産廃の許可の有無・内容, 法人の場合は中小企業法に定める中小企業の種類等)
 - ・搬入計画書(主な排出者の名称・連絡先・ごみの内容・計画搬入量)
 - ・搬入車両一覧 など
- <登録を受けた者の義務>
 - ・月間搬入実績報告書の提出(主な排出者の名称・連絡先・搬入量)
- <登録を拒否した者に対する罰則>
 - ・厳重注意 (従わない場合) 搬入停止処分

(2) 多量搬入者登録者数の推移



5 産業廃棄物の持込搬入量の上限設定(月 100t 超)について

(1)搬入量制限について

開始時期

平成13年7月

導入目的

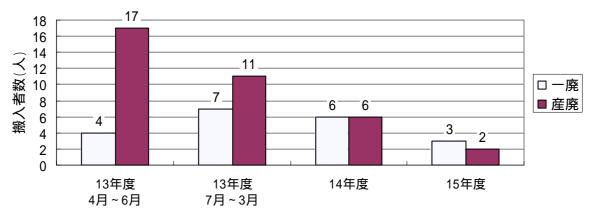
搬入量の制限により、減量化に向けたインセンティブを与える 制度の概要

- <対象となる搬入者>
- ・クリーンセンターまたは埋立処分地に月 100t を越える産業廃棄物を搬入した者 <対象者への罰則 >
 - ・月 100t を超える搬入が判明した時点で受入拒否したうえで以下の対応
 - ・厳重注意
- (従わない場合)

搬入停止処分

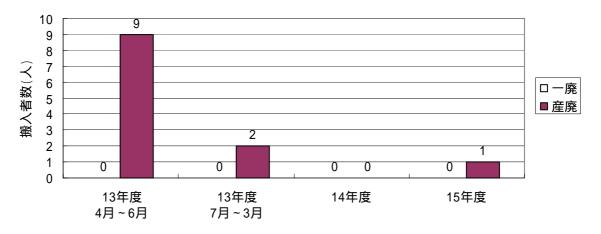
(2)月100tを超える搬入者数の推移

クリーンセンター



上図に示す産廃 100 t 超の搬入者に対しては,厳重注意を行った。

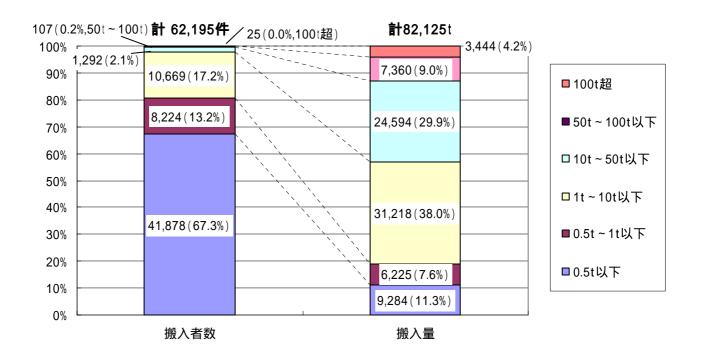
埋立処分地



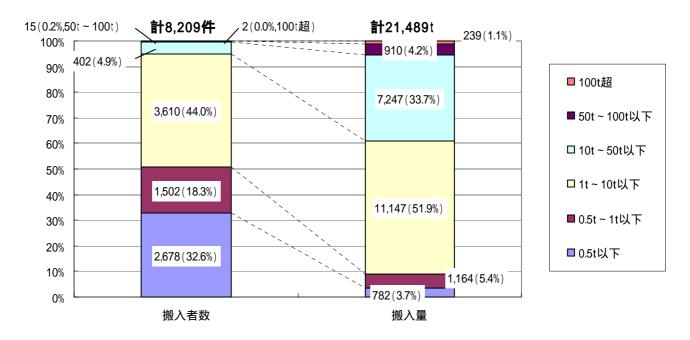
上図に示す産廃 100 t 超の搬入者に対しては, 厳重注意を行った。

(3) 同一搬入者による1月間の搬入量別の搬入者数及び搬入量の分布

クリーンセンター(平成15年度)



埋立処分地(平成15年度)



(1)政令指定都市

	可燃ごみ						
名古屋市	20,000						
さいたま市	家庭系:2,000 (100 kgまでは無料) 事業系:17,000						
千葉市	14,000						
横浜市	13,000						
川崎市	12,000						
札幌市	11,000						
福岡市	11,000						
京都市	10,500						
仙台市	10,000						
神戸市	8,000						
広島市	8,000						
北九州市	7,000						
大阪市	5,800						

	不燃ごみ
名古屋市	20,000
	家庭系:2,000
さいたま市	(100 kgまでは無料)
	事業系:17,000
千葉市	14,000
横浜市	13,000
川崎市	12,000
札幌市	11,000
福岡市	11,000
仙台市	10,000
神戸市	10,000
京都市	8,300
広島市	8,000
大阪市	5,800
北九州市	がれき:3,000 がれき以外:5,000

本市の手数料については累進制を採っているため、平均徴収単価を掲載している。

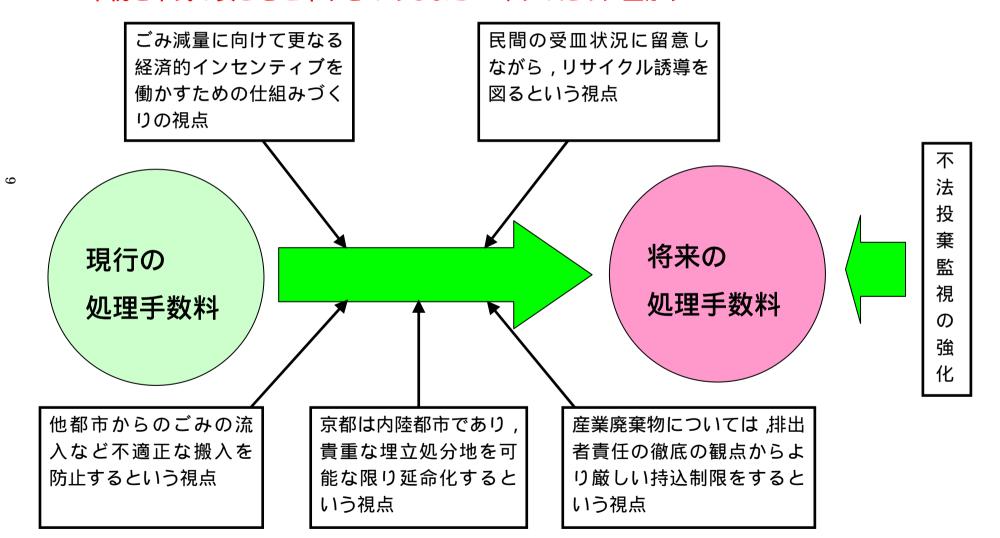
(2)周辺都市

	可燃ごみ				
相楽郡西部 塵芥処理組合	家庭系:18,000 事業系:20,000				
亀岡市	15,000				
京田辺市	15,000				
城南衛生 管理組合	15,000				
乙訓環境 衛生組合	14,000				
草津市	200 kg未満 7,000 200 kg以上 11,000				
京都市	10,500				
大津市	10,000				
船井郡衛	家庭系:無料				
生管理組合	事業系:8,400				
高槻市	家庭系:4,000 事業系:8,000				

不燃ごみ					
草津市	プラスチック類: 100 kg未満 17,000 100 kg以上 26,000 その他の一般廃棄物: 200 kg未満 7,000 200 kg以上 11,000				
亀岡市	15,000				
京田辺市	15,000				
城南衛生 管理組合	12,000				
大津市	10,000				
京都市	8,300				
高槻市	家庭系:4,000 事業系:8,000				
乙訓環境 衛生組合	8,000				

本市の手数料については累進制を採っているため,平均徴収単価を掲載している。

目標: ごみ減量・リサイクルを進めごみ処理にかける経費を抑制し,環境への負荷を低減するとともに, 市税を市民の安らぎと華やぎのあるまちづくりのために生かす

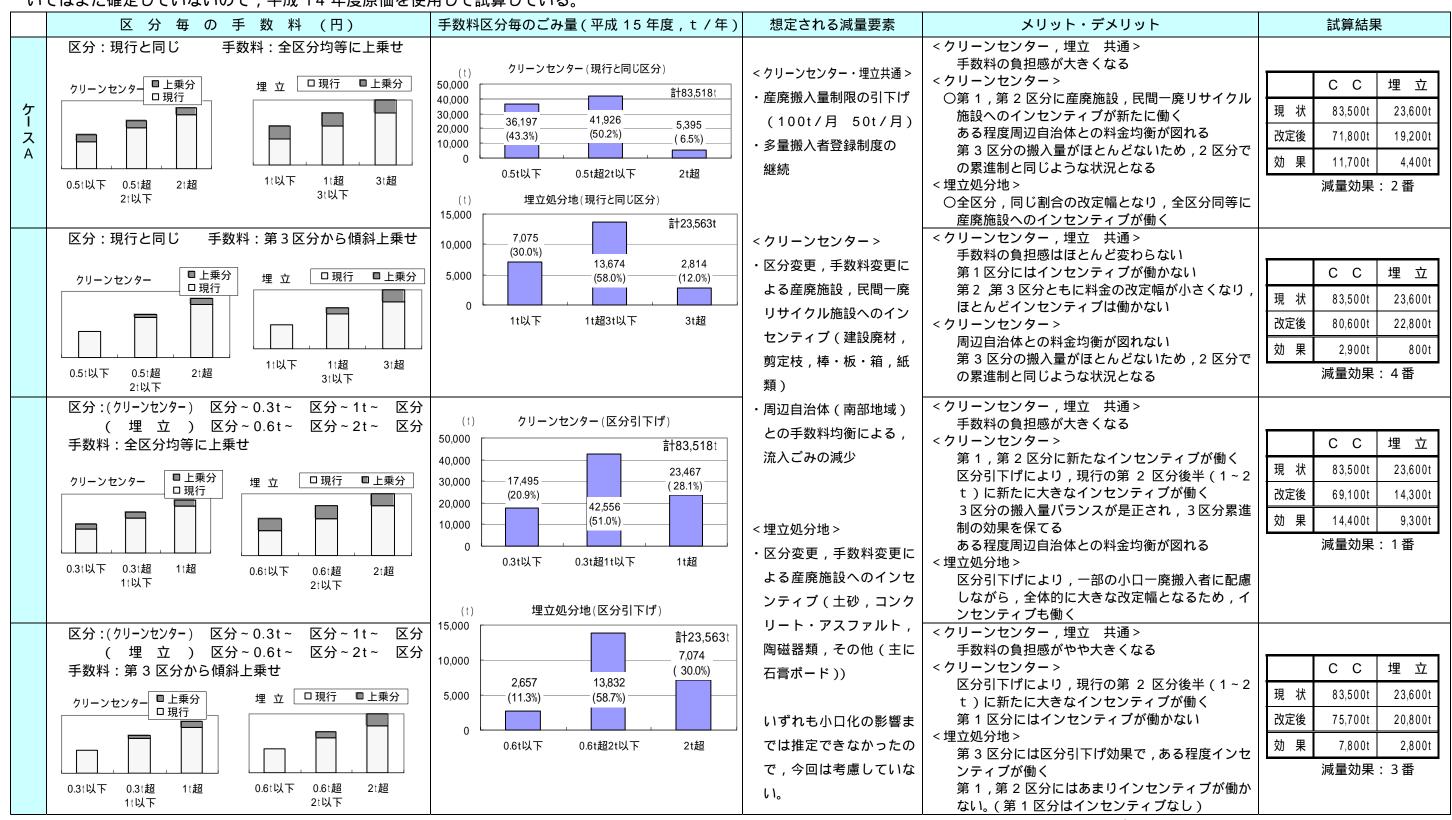


8 17年度手数料改定枠組の減量効果の試算

(1)17年度手数料改定枠組の減量効果の試算

前項で示した方向性(案)を踏まえ,下表に示す4パターンの手数料改定枠組について,ごみ減量効果を試算した。

なお,手数料設定については,第3区分に「直接費+間接費/2」の原価上昇分を上乗せすることを想定して試算している。ただし,17年度改定時に使用する直近の原価(平成 15 年度分)につ いてはまだ確定していないので,平成 14 年度原価を使用して試算している。



傾斜上乗せ:第2区分には第3区分上乗せ分の1/2を上乗せ。第1区分には上乗せなし。

○:メリット , : デメリット

(2)4つの手数料改定パターンとごみ減量効果

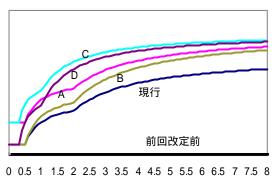
表 4つの手数料改定パターンとごみ減量効果(第3回部会資料より再掲)

农 4 200千数科以近バターノここの減量効素(第 3 回部云真科より円均)								
	Α		В		С		D	
	区分:変更なし		区分:変更なし		区分:引下げ		区分:引下げ	
評価項目 	手数料:均一上乗せ		手数料:傾斜上乗せ		手数料:均一上乗せ		手数料:傾斜上乗せ	
	СС	埋立	СС	埋立	СС	埋立	СС	埋立
小口排出者に対するリサイクル等								
へのインセンティブ		1	×	×		1	×	×
大口排出者に対するリサイクル等								
へのインセンティブ	2		×	×				
累進制効果の持続								
(区分範囲の適正化)	×		×					
周辺自治体からのごみ流入,流出								
抑制効果 (料金の均衡)		-	×	-		-		-
搬入者の負担感の増加					.,			_
(×:大, :中, :小)	×	×			×	×		
手数料改定前後のごみ減量効果	44.700	4.400	0.000	0.00	4.4.400	0.000	7.000	0.000
(推定値,単位:t)	11,700	4,400	2,900	800	14,400	9,300	7,800	2,800

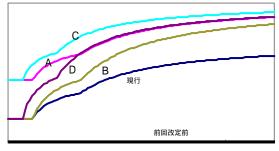
- 1:埋立(不燃)の産廃受皿は比較的料金が高いので, CC(可燃)ほどのインセンティブは働かないと考えられる。
- 2:第3区分に料金面では十分にインセンティブが働くものの,現状の区分のままではほとんど搬入量がないため低い評価としている。

(参考) 各ケースのごみトン当たりの手数料イメージ

クリーンセンターへの搬入手数料イメージ(円/t)



埋立処分地への搬入手数料イメージ(円/t)



0.0 1.0 2.0 3.0 4.0 5.0 6.0 7.0 8.0 9.0 10.0 11.0

一回当たり搬入量の最大値

一回当たり搬入量の最大値

<u>上のグラフは,あくまで手数料イメージであり,現行・前回改定前ともに実際の</u> <u>手数料スケールとは合致しない</u>

(3)「京のごみ戦略21」における減量必要量

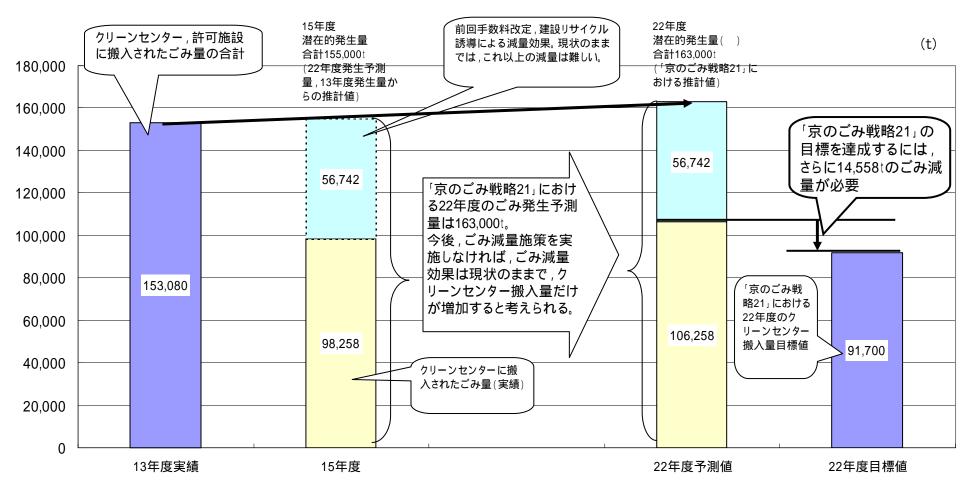
「京のごみ戦略21」の中間目標年である22年度の減量必要量は下表のとおりであるが、現状(15年度)の減量効果が持続するとしても、目標達成のためには更にクリーンセンターで14、558トン、埋立処分地で12、676トンの減量を図ることが必要となる。

表 「京のごみ戦略21」における減量必要量(単位:t)

	現状(15年度)			2 2 年度			Aより更に
_	潜在的発生量	処理実績	減量効果 (A)	潜在的発生量	目標値	減量必要量 (B)	必要な減量 (B - A)
クリーンセンター	155,000	98,258	56,742	163,000	91,700	71,300	14,558
埋立処分地	33,500	22,776	10,724	30,500	7,100	23,400	12,676

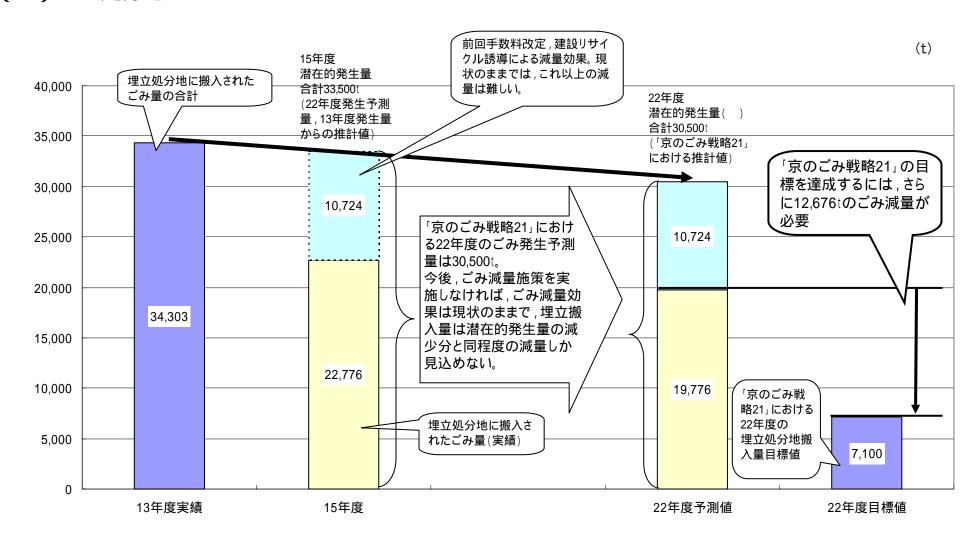
なお,埋立については,どのパターンを採っても減量必要量を満たす効果が得られないと推計される。そのため,手数料改定を行ったうえで,搬入量の約6割を占める石膏ボードのリサイクルを促進させるための対策なども検討していく必要がある。

(1) クリーンセンター



22年度の潜在的発生量は,前回改定前4年間(9~12年度)のごみ量の推移に基づいて推計している(微増傾向)

(2)埋立処分地



22年度の潜在的発生量は,前回改定前4年間(9~12年度)のごみ量の推移に基づいて推計している(微減傾向)

10 民間における事業系ごみの受皿整備の状況

(1)産業廃棄物に関する民間処理施設の状況(市内)

	該当する告示 産廃品目	事業場数	処理能力 (t / 年)	稼働率	余剰能力 (t /年)	処理料金 (円/t)	備考
焼却施設	木くず,紙く ず,繊維くず	5	約4万	約 95%	約 0.2 万	約25,000	
がれき類破砕施設	がれき類	9	約 225 万	約 15%	約 190 万	約 4,000	・骨材 , 資材等として 再生利用 ・処理の対象となるの は , きれいに分別さ れたがれき類
廃木材破砕 施設	廃木材	4	約11万	約 85%	約 1.7 万	約10,000	パーティクルボード 等として再生利用
石膏ボード 破砕施設	石膏ボード	2	約 0.5 万	約 10%	約 0.4 万	10,000 ~ 15,000	破砕後の石膏ボードの8割程度が再 生利用されている
がれき類以外の 破砕等施設(混 合廃棄物の破 砕,選別等施設)	がれき類 以外の混 合廃棄物	2 7	約 27 万	約 85%	約 4 万	10,000 ~ 20,000	選別後に有効利用 可能なものは再生 利用されている
安定型最終処分場	がれき類 , ガラス , コ ン ク リ ー ト , 陶磁器	1	(有効容 積)5万㎡	年間約 1 万㎡	残 容 積 半 分程度	約 7,000	・本市埋立地より搬入 基準が厳しい(石膏 ボード等不可) ・交通の便が悪い
【管理型最終処分場】 (市内で受入後,市外の処分場へ搬出)	がれき類 , ガラス , コ ン ク リ ー ト , 陶磁器	1			残 容 積 に は 余 裕 が ある	約20,000	・本市埋立地と同 じ搬入基準 ・市内で受け入れ た後,市外の処 分場に再搬

上表の内容は京都市産業廃棄物実態調査報告書(平成15年5月)等からの推計値

稼働率:処理実績/処理能力

処理能力(t/年): 1日当たりの処理能力×320日により算出

(2) 事業系一般廃棄物に関する民間処理施設の状況(本市処理計画上の再資源化施設)

_	・ノヂ未ぶ	以(元本170		处生们凹土	_V竹具冰心地以丿		
	処理品目	処理能力 (t / 年)	処理実績 (t / 年)	稼働率	余剰能力 (t /年)	処理料金 (円/t)	備考
	剪定枝	約 6,000	2,568	約 40%	約 3,500	約10,000	交通の便が悪い
	剪定枝	約 13,000	3,843	約 30%	約 9,000	約10,000	
	廃木材	約 64,000	54,022	約 85%	約 10,000	約10,000	処理能力及び処理実績には 産廃処理分も含まれる
	廃木材	約 30,000	今年度から処理計 画上の再資源化施 設として位置付け			約10,000	処理能力及び処理実績には 産廃処理分も含まれる
	厨芥類	約 40,000	今年度から処理計 画上の再資源化施 設として位置付け			20,000	・食品リサイクル法に定める 「登録再生利用事業者」 ・処理料金については,廃棄 物の性状によって異なる

処理料金はヒアリングによるもの。その他は実績値。

稼働率:処理実績/処理能力

処理能力(t/年):1日当たりの処理能力×320日により算出

その他,古紙については古紙回収業者による回収ルートが存在しており,大規模事業所を中心に再生利用されている。